

アジアにおける分離権（三）

—— I C J コソボ独立宣言勧告的意見を踏まえて——

櫻 井 利 江

富山大学紀要. 富大経済論集 第61巻第2号抜刷（2015年12月）

富山大学経済学部

アジアにおける分離権（三）

—— I C J コソボ独立宣言勧告的意見を踏まえて——

櫻井利江

キーワード：自決権，分離権，領土保全，タイ，南部国境県，深南部，マレー系イスラム教徒，マレー・ムスリム，人権，人権侵害，戒厳令，緊急事態勅令，自治，領域的自治，パタニー，ナラティワート，ヤラー，ソンクラ

I はじめに

- 1.1 コソボ分離独立の先例性
- 1.2 特別の (*sui generis*) 事例
- 1.3 国際司法裁判所における議論
- 1.4 コソボ事例の援用

II 分離に関する国際法

- 2.1 分離権
- 2.2 領土保全

III アジアにおける少数者の権利

- 3.1 アジアにおける民族的少数者問題
- 3.2 国際法における少数者の権利
- 3.3 アジア地域の国際文書における分離権

IV アジアにおける分離問題—事例研究

4.1 中国

4.1.1 分離権および領土保全

4.1.2 民族的少数者政策

4.1.2.1 民族区域自治制度

4.1.2.2 チベット自治区

4.1.2.3 新疆ウイグル自治区

4.1.2.4 自治に関する法制度

4.1.3 自治制度の問題点

4.1.3.1 立法権

4.1.3.2 司法権

4.1.3.3 行政権

4.1.3.4 代表権

4.1.3.4.1 立法府

4.1.3.4.2 行政府

4.1.4 人権侵害

4.1.4.1 市民的政治的権利

4.1.4.2 経済的社会的文化的権利

4.1.4.3 深刻な人権侵害

4.1.5 最終的手段（以上、第60巻第1号）

4.2 インドネシア

4.2.1 アチェ紛争の概要

4.2.2 自決権

4.2.2.1 アチェ民族の自決権

4.2.2.2 国内法における自決権

4.2.3 ヘルシンキ和平合意まで

4.2.3.1 人権

4.2.3.1.1 法制度

4.2.3.1.2 人権侵害

4.2.3.1.2.1 市民的政治的権利

4.2.3.1.2.2 経済的社会的文化的権利

4.2.4 国際社会の対応

4.2.5 自治権—民主化政策の一環

4.2.6 紛争解決—GAM による分離独立放棄

4.2.7 ヘルシンキ和平合意

4.2.7.1 自治権

4.2.7.2 人権

4.2.7.2.1 市民的政治的権利

4.2.7.2.2 少数者の権利

4.2.7.2.3 代表権

4.2.7.2.4 経済的社会的文化的権利

4.2.7.2.5 人権侵害に対する責任追及

4.3 フィリピン

4.3.1 モロ

4.3.2 MILF との和平合意以前

4.3.2.1 人権

4.3.2.1.1 人権に関する国内法

4.3.2.1.2 人権侵害

4.3.2.1.3 代表権

4.3.2.1.4 経済的社会的文化的権利

4.3.2.1.4.1 先祖伝来の領有地

4.3.2.1.5 人権保障の指標

4.3.2.2 自治

4.3.2.2.1 自治地域 (ARMM)

4.3.3 自決権

4.3.3.1 和平交渉における自決権への対応

4.3.3.2 モロ民族が主張する自決権

4.3.3.3 先住民族の自決権

4.3.3.4 MILF との和平協定

4.3.3.4.1 バンサモロ法実体 (BJE)

4.3.3.4.2 バンサモロ新政治実体 (NPE)

4.3.4 国際社会の対応

4.3.5 MILF との和平合意以後

4.3.5.1 人権

4.3.5.1.1 代表権

4.3.6.1.2 経済的社会的文化的権利 (以上, 第 60 卷 3 号)

4.4 タイ

4.4.1 マレー系イスラム教徒の概要

4.4.1.1 マレー系イスラム教徒

4.4.1.2 第二次大戦まで

4.4.1.3 第二次大戦以後

4.4.2 国家制度

4.4.2.1 立法府

4.4.2.2 司法府

4.4.2.3 行政府

4.4.3 人権

4.4.3.1 法制度

4.4.3.2 権利保障の基盤整備

4.4.3.3 人権侵害

4.4.3.3.1 市民的政治的権利—深刻な人権侵害

4.4.3.3.2 経済的社会的文化的権利—経済的社会的格差

4.4.3.3.2.1 経済的社会的権利

4.4.3.3.2.2 文化的権利

4.4.3.4 代表権

4.4.4 自治

4.4.4.1 自治構想

4.4.4.1.1 領域的自治

4.4.4.1.2 特別行政区（パタニー市構想）

4.4.4.1.3 地方分権およびSBPDAB

4.4.4.2 政府の対応

4.4.4.3 分離集団の対応

4.4.5 国際社会の対応（以上、本号）

V 終わりに

4.4 タイ

4.4.1 マレー系イスラム教徒の概要

4.4.1.1 マレー系イスラム教徒

タイの人口は約6701万人（2013年）¹、その約95%が仏教徒、約5%がイスラム教徒である²。タイ・イスラム教徒の約85%はマレーシアとの国境に隣接する深南部4県（ナラティワート県、ヤラー県、パタニー県およびソンクラー県の一部、以下、「国境県」）³に居住するマレー系民族であり、その約75%はマレー語またはその方言を第一言語とするが、そのうち99%はタイ語を使用することができる⁴。国境県のマレー系イスラム教徒（マレー・ムスリム）⁵は

パタニー・マレーと呼ばれる独自のアイデンティティを有する⁶。

タイ政府はすべてのタイ国民を平等に扱っており、同国民に民族的少数者は存在しないと主張してきた⁷。憲法は宗教の自由を保障しており、仏教を国の宗教としては定めていない。なお、タイにおける分離運動としては、ラオス系民族が居住する東北タイでも、ラオスとの統合を求める運動が発生した。しかし東北部では政府による抑圧政策および経済発展を伴う懐柔政策等により、分離運動は沈静化した⁸。ゆえに本稿では、上記南部国境4県における分離運動を中心に検討する。

4.4.1.2 第二次大戦まで

現在の国境県領域には1786年まで、イスラム教国家を宣言するパタニー王国 (kingdom of Langkasuka) が存在した⁹が、1882年、正式にタイへ編入され、1901年、バンコク中央政府の直接統治の下におかれた¹⁰。マレー系イスラム教徒の分離運動は、かつてのパタニー王国をその理念的拠り所とする。同領域にタイ (シャム) と英領マレーシアとの国境線が画定されたのは1909年、イギリス・シャム通商航海条約 (バンコク条約) による。同条約において、英国は南部4県およびサトゥンのタイによる領土主権を認めた¹¹。その代償としてシャムはマレー系イスラム教徒居住地域のケダー、クランタン、トレンガヌ、ペリスを英国に割譲した¹²。同王国領土が分断された背景には、同地域の安定およびタイ政府の正統性維持という米国の戦略があり、南部国境県の英国領マラヤへの、そして植民地から独立後のマラヤ連邦への編入は阻止された¹³。旧パタニー王国の領域は現在のタイとマレーシアとにまたがっていたことから、国境県とマレーシアとの住民には民族的・文化的に共通要因がある。

1940年代、国境県住民は専制政策により抑圧された。タイ政府は国家文化法 (1942年) に基づき一連の勅令を制定し、国境県では最高税額を徴収し、同化政策を強行した¹⁴。マレー語の使用を禁止し、教育機関での指導言語および行政機関での公用語としてタイ語の使用を義務づけ、シャリア裁判所および

イスラム法を廃止し、イスラム氏名の使用、服装を禁止し、仏教を強制した¹⁵。第二次大戦中、分離運動は軍事介入により鎮圧された。

4.4.1.3 第二次大戦以後

1940年代から1950年代、国境県マレー系住民は民族統一主義（irredentism）を掲げ、マレーシアへの統合を主張していた。1945年、マレー系ムスリムは英国に対し、国境県のタイからの独立保障を要請したが受け入れられなかった¹⁶。1947年、マレー系ムスリムの宗教的指導者ハジ・スローン（Haji Sulong）は、タイ政府に対し、国境県への広範な自治権付与およびマレー・ムスリム文化の保護の保障等を求めて7カ条¹⁷を提出したが、反逆罪により逮捕された。また1948年3月、大パタニー・マレー連合（GAMPAR/ United Malays of Greater Patani）が結成され、南部国境4県の統一、イスラムの伝統および実践のための国家としてマラヤ連邦との統合を掲げた¹⁸。同年、パタニー、ヤラー、ナラティワートおよびサトゥン県住民約25万人が国連に請願書を提出し、同国境4県をタイから分離し、独立過程にあったマラヤ連邦との統合を求めた¹⁹が拒否された²⁰。国境県ムスリムがマラヤ連邦への統合の意思をはっきりと表明したのは唯一この請願のみである。

地域住民の請願が拒否され、抑圧的同化政策が進められると、1960年代、マレー・ムスリムはタイからの分離独立を主張するようになった²¹。1950年代末から1960年代、武装集団²²を結成して、分離独立を掲げて反政府武力闘争を開始し²³、1960年代から1970年代、分離独立闘争は本格化した。この時期、政府により移住政策が開始され、国境県地域の人口の約20%が非イスラム教徒住民となった²⁴。1981年から1988年の間、分離独立運動は沈静化した。この間、国内の反政府勢力に対する宥和政策、農村および地方開発政策が実施されたことに伴い、分離運動集団に対しても経済的および政治的政策が実施された。国境県においても暴力事件は減り、治安の回復に一定の効果が見られた。しかし同期間を除き、分離運動集団に対して政府は基本的には鎮圧政策をとっ

た²⁵。

2001年、政府は国境県行政に関する諸制度を廃止し、軍を中心に統治を行っていた国境県の治安維持の権限を警察に委譲したが、これを契機に国境県の治安はさらに悪化した。2004年、イスラム教徒過激派が武力闘争を開始し、以降、武装組織によるタイ治安部隊との武力闘争は激化した。政府による鎮圧作戦も強化され、2004年から2007年、タイ国境県における紛争はイラクとアフガニスタンに次いで世界でもっとも激しい紛争であったとされている²⁶。2004年1月、ナラティワートに戒厳令が發布され、2005年7月、国境3県の32郡に非常事態勅令が發布され、分離運動集団を含むイスラム教徒に対する取り締まりが強化された。

タイ政府の力による鎮圧政策のため、2013年現在で15万人の兵士、警察官および民兵が南部国境地域に駐留し、2009年までの5年間で1090億バーツがその治安対策に支出されたが、紛争は沈静化に向かうことはなかった。単純な軍事的抑圧政策が分離活動終息の効果をもたらさないことが明らかになった。タイ政府が鎮圧政策を続行する中で、1990年代から国際社会の仲介により和平交渉が試みられてきた。交渉は円滑には進展しなかったが、仲介を通じて分離独立を回避する紛争解決方法が模索された。

2013年2月、タイ政府とマレー・ムスリム分離集団の1つ、パタニー・マレー民族革命戦線(BRN)との間で和平対話プロセスに関する合意書(General Consensus on Peace Dialogue Process)²⁷が結ばれた。同文書はタイ政府が分離集団と和平対話に関して合意したタイ史上初の文書である。タイ政府とBRNとの和平対話は開始されたが、両当事者の対立は大きく²⁸、交渉の再開について両当事者は合意した²⁹が、最終的な停戦状態には至っていない³⁰。2015年6月現在、治安軍との間の散発的戦闘は継続し、死者、負傷者も発生している³¹。

4.4.2 国家制度

4.4.2.1 立法府

中央議会制度に関しては、2院制で上院（元老院）および下院（人民代表院）で構成される。上院については1997年憲法においては、議員選出は任命制から公選制となり、定数200、議席は各県（75県およびバンコク都）の人口に比例して配分され（任期6年）、2000年に初めて上院の選挙が実施された。2007年憲法では、任命制が復活され、定数150、そのうち選挙制選出議員76、任命制選出議員74とされ、2014年選挙時点では定数150、タイの全77都県から各1人が選挙で選ばれ、残る73議席は憲法裁判所長官、最高裁判事、選挙委員会委員長、汚職取締委員会委員長らからなる委員会により選出された。

下院については1997年憲法においては定数500、その選出は中選挙区制から小選挙区比例代表並立制となり、比例区選出100（全国区）、小選挙区選出400で構成される（任期4年）と規定された³²。2011年には定数500のうち、小選挙区選出議員375、比例代表選出議員125と改正され、比例代表の選挙区割については、人口が均等になるように県を単位に8地域（ゾーン）に区分され、それぞれのゾーンに等しく定数10議席が配分される³³。2011年総選挙では南部国境4県の小選挙区には人口に比例して合計13議席が配分された。

4.4.2.2 司法府

1997年憲法により、新たに憲法裁判所および行政裁判所が新設された³⁴。行政裁判所は私人が行政機関を相手取って提訴することにより、行政機関による公権力の不当な行使としてなされた行為または活動によって被害を受けた私人を救済する。1949年憲法から1991年憲法まで、国を相手取って訴える権利は否定されていたが、1997年憲法により同規定が削除された。ただし「軍事行動と内外の脅威に対して国家安全保障のために軍人と協力して活動する公務員の業務活動」には適用されない（1996年行政手続法4条7）ことから、警察および軍による鎮圧行動による人権侵害の被害者が、その被害の救済を求め

る手段は講じられていない。

土地収用が土地所有者の権利侵害を構成する不当な行政行為とみなされる場合には、同裁判所での訴訟手続きを通じて救済される可能性がある。またダム建設等の公共事業の施工は行政行為ではなく、非権力的事実行為とされ、違法な事実行為とされる場合には、その差止や事実行為によって生じた事実状態の除去を求める訴訟を提起しうる。また公共事業は取消訴訟の対象となり、差止請求が可能とされる（行政裁判所法 66 条）³⁵。

4.4.2.3 行政府

タイにおける中央行政機関は内閣を中心に省、庁および局から構成され、1990 年代に地方分権政策が着手されるまで、中央行政の出先機関が地方行政であった。中央政府は国の官僚を知事、首長等として派遣し、このような人事を通じて地方政府は中央政府の管理監督下に置かれていた。

タイの行政単位は、バンコク都および県（province 2011 年以降 76）に区分され、その下位に郡（2003 年現在 795）がある。特別行政区であるバンコク都を除き、県知事と郡長（District Chief Officer）は内務省から派遣された。郡の下位には行政区（sub-district 2003 年現在 7,255）、行政区の下位には村（同 71,864）が存在し、行政区長および村長は住民により選出されるが、ともに政府の職員と考えられ、中央政府の命令等を執行した³⁶。そのため地方政府機関では地方行政の経験も不十分で、その実情を認識しない中央官僚により住民の意思を無視した行政が行われ、政治的代表的権を取得しようとする住民の働きかけは拒否され、また腐敗、汚職、権力濫用、イスラム教徒指導者への抑圧が横行した³⁷。このような問題を解消すべく、1990 年代に地方分権政策が進められた。

南部国境県においては、1981 年、ヤラー市に設置された南部国境県行政センター（Southern Border Provinces Administrative Centre / SBPAC）が同地域の行政を担当し、軍および警察組織で構成される国内治安維持司令

部（Internal Security Operations Command / ISOC）が治安を担当する。SBPAC は文民機関であり、2006 年以降には諮問会議（advisory board）を通じて築かれた官僚と広範囲のマレー・ムスリムおよび宗教的指導者との間に信頼関係が醸成された³⁸。SBPAC により、柔軟な政策運用が可能になり、マレー系イスラム教徒もビジネスへのアクセスおよび公務員への採用等で行政に参加する機会を認められた³⁹。SBPAC 創設後、暴力事件は減り、治安の回復に一定の効果が見られたが、2004 年、武力紛争は再燃した。

4.4.3 人権

4.4.3.1 法制度

タイは「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」に1996年10月29日、「経済的社会的および文化的権利に関する国際規約」に1999年9月5日、「人種差別撤廃条約」に2003年1月28日に加入した。

民主化の流れの中で起草された1997年憲法は、基本的自由および権利を厚く保障し⁴⁰、国王を元首とする民主主義的政治体制を擁護することを国民の義務とする（66条）。その一方で、非常事態勅令の発令について規定する（218条）⁴¹。政府は国境地域における分離運動の激化への対応策として、戒厳令（2004年）、非常事態勅令（2005年）⁴²を宣言し、国内治安法（ISA法 / 2006年）を制定した。非常事態勅令の下では、首相に広範な権限が委譲され、集会、結社、報道、移動等の基本的自由および権利が規制される⁴³。またテロリズム・武力の行使が含まれる非常事態に際しては、令状なしに容疑者の逮捕・拘禁が可能となり、一定の権限を越えない範囲での政府による武力の行使が認められる。ISA法は非常事態勅令発令までには至らないが長期化の恐れのある事態に適用される⁴⁴。

2007年憲法は、1997年憲法と同様の基本的権利および自由の保障を規定するが、集会および結社の自由については個人およびマスメディアの言論の自由とは異なる条件で規定し、前者の自由は国王を元首とする民主主義政治体制の

範囲内で認めている（64条）。同憲法が保障する基本的権利および自由を侵害されたときには裁判所に侵害された権利の回復を求めることができ、同手続きの適用を受けるために国の援助を受ける権利を規定する（28条）。他方、国王を元首とする民主主義的政治体制を擁護する国民の義務（70条）を再確認し、立憲君主制を打倒する国民の権利または自由は認められないことを明記する（68条）。また参政権に関し、選挙権行使を国民の義務として規定する（72条）。

4.4.3.2 権利保障の基盤整備

1997年憲法により独立機関として国家人権委員会の設置が規定され（256条）、拷問による死亡が疑われる事件についての申立て手続きが整備された。しかし拷問の責任者への調査・責任追及の権限はなく、被害者救済および再発防止のために機能しているとは言えない⁴⁵。規約人権委員会は同委員会が人権の促進および保護のための国家機関の地位に関連する原則に従い、委任された活動を効果的に果たすことができるように十分な力を付与されるべきであると勧告した⁴⁶。

2005年、南部国境県問題の平和的解決を目的として国民和解委員会（National Reconciliation Commission/ NRC）が政府から独立した機関として設置された⁴⁷。同委員会の機能は国境県の治安回復であり、イスラム住民と政府との相互不信を払拭し、南部に平和をもたらす根本的な解決策を政府に助言する。この他、南部国境県の和平回復および行政には17省庁および66政府機関が関与している⁴⁸。

以上のように、人権を保障するための法制度が一応整備され、また侵害された権利救済のための仕組みの整備にも着手された。しかし戒厳令および非常事態勅令の適用下においてマレー・ムスリムに対する深刻かつ重大な人権侵害が発生しており、その救済は全くなされていない。

4.4.3.3 人権侵害

4.4.3.3.1 市民的政治的権利—深刻な人権侵害

国境県住民と政府との大規模な衝突は既に1948年4月に発生しており⁴⁹、以後、暴力を伴う分離独立闘争は断続的に発生した。2004年までは、政府の分離集団に対する対応は、前述のように1981年 - 1988年、宥和政策がとられた時期があり、また政府は法と秩序の問題として警察力とともに司法的手段を通じて対応しようとした⁵⁰。

2004年までには暴力事件が極度に激化したことから、政府による鎮圧政策は強化され、軍隊、警察、民兵を動員する軍事的アプローチが可能になるよう、法的措置がとられた⁵¹。2004年1月、ナラティワート県に戒厳令が布告され、治安維持部隊が派遣された。イスラム教徒武装集団の関与が疑われる事件および暴動の相次ぐ発生に対して、政府は軍による武力行使で対抗するようになった。2004年4月、軍の鎮圧行動により、武装集団108人およびモスクに立てこもったイスラム教徒32人全員が死亡した（クルセー・モスク事件）⁵²。同年10月、抗議デモ参加による逮捕者のうち78人が移送中に死亡した（タクバイ事件）⁵³。2004年1月から11月までの死者は1,000人を超えた。

多数のマレー・ムスリム犠牲者を生じさせた一連の事件について、国際社会は深刻な人権侵害としてタイ政府を非難した。自由権規約委員会は、これらの事件を深刻な人権侵害として懸念し、犠牲者を救済し、独立した文民機関を設置して軍・警察に対する申立てについて完全かつ公正な調査をするようタイ政府に勧告し⁵⁴、タクバイ事件に関し、タイ政府に調査を申し入れたが、政府は11月18日、同委員会の受け入れを拒否した⁵⁵。また同委員会はタイからの第1回国家報告書に対する総括所見（2005年）において、治安維持軍の行為に懸念を表明し、同事件の公正な捜査を要請した⁵⁶。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）も人権侵害に対する強い懸念を表明し、南部視察の必要性を訴えた⁵⁷。拷問禁止委員会は、2014年6月、タイ政府報告書に関して、クルセー・モスク事件およびタクバイ事件に関わる政府関係者に対して法的責任を問うべ

きとの意見を示した⁵⁸。宗教的国際協力機構としてイスラム諸国会議機構（OIC/現イスラム協力機構）⁵⁹は2004年2月、タイ政府に対し、タイ南部におけるイスラム教徒への暴力事件の浸透に憂慮し、紛争解決が公平かつグローバルな目標に即して進められることの必要性を主張し、同年10月、タイ南部におけるイスラム教徒に対する暴力について憂慮を再度表明し、タクバイ事件を嚴重に調査し、責任者を処罰するための適切な手段をとるようタイ当局に要請し⁶⁰、2005年6月、タイ南部に特使を派遣して人権状況を視察し、タイ政府に対し、国境県におけるイスラム教徒少数者の権利を保障し、多数者と平等に待遇すべきであると強調した⁶¹。

2005年7月、非常事態勅令が発布され、南部国境3県の32郡に適用された⁶²。2006年9月、再度戒厳令が布告され、2015年4月1日、解除されたが、戒厳令に代わり、軍政の強権条項を発動したことから、現在も戒厳令下と同様に基本的権利と自由の侵害状態が続いている⁶³。

非常事態勅令以来、南部国境4県に6万人—10万人の軍隊要員が常時駐留し、準軍事的要員、自警団、警察を含めると15万人が動員されてきた⁶⁴。戒厳令および非常事態勅令下にあった2004年1月—2014年4月の124カ月間で、17,005人の死傷者が発生した。この中には武装集団メンバーだけではなく、国軍兵士、警察官など治安当局者、教師等が含まれ、そして紛争の長期化に伴い、一般住民の犠牲者が急増した⁶⁵。軍事力による鎮圧政策は軍事作戦による直接の犠牲者だけではなく、その家族85,025人をも悲惨な状況に陥れた⁶⁶。

戒厳令および非常事態勅令施行に伴う人権侵害として、まず第1に、公務員に人権侵害を理由とする行政裁判所の管轄権を免除し、行政手続法および行政裁判所設置法が適用されず、当局者は免責されるとすることから、恣意的拘束や拘留者への不当な待遇の危険を高める⁶⁷。容疑者の拘留期間については、7日間であるが、30日まで延長可能であり、合計37日間、行政拘禁しうる。この期間中、不当な取調べ、誤認逮捕、虐待、拷問等が行われた⁶⁸。2004年1月—9月、拘留中の死者は1,631人であり、そのうち131人の死因は警官の行

為である⁶⁹。また国境県のイスラム教徒男性 50 人以上が治安当局による尋問後、失踪したとの疑念が報告された⁷⁰。同勅令における公務員の免責条項に関し、国民和解委員会委員長は同勅令は治安維持軍に「殺人の免許証」を与えるようなものとして非難した⁷¹。

非常事態勅令施行に伴う人権侵害に対し、国内外のムスリム団体および人権擁護団体はタイ政府に抗議し⁷²、国際社会もタイ政府の対応を非難した。自由権規約委員会は、明確に列挙することもまた十分に限定することもなく、緊急時においても保障すべき自由権規約の権利から逸脱し（derogation）、規約 4 条の十分な実施を保障していないことについて懸念し、公務員が法のおよび懲戒行為から免除され、免責問題を悪化させることを懸念しており、48 時間を超える外部の保護のない拘禁は禁止すべきであり、警官による拷問、虐待、武力の不均衡な行使および拘留中の死亡について十分かつ迅速に調査し、責任者を訴追し、犠牲者とその家族に補償するよう勧告した⁷³。国連人権理事会の超法規的・即決・恣意的処刑に関する国連特別報告者（Philip Alston）は、非常事態勅令における人権法違反に関係する部分の廃止を要請した⁷⁴。拷問禁止委員会は、2014 年 6 月、タイ深南部で施行されている特別法規定の免責条項は廃止すべきであり、タイ政府の取組みが十分ではないとの意見を示し、また軍、警察、刑務所職員が行う拷問および虐待を直ちに止め、責任者を訴追するよう要請した⁷⁵。

第 2 に、戒厳令および非常事態勅令は、言論・出版の自由、結社の自由、適正な刑事手続の保障、身体不可侵権等、自由権を制限する。自由権規約委員会は、前述のように規約 4 条の十分な実施を保障していないことについて懸念するとともに、平和的デモ行為に対し、自由権規約 7, 19, 21 および 27 条に反して行われた警察による暴力的抑圧に懸念を表明した⁷⁶。国連人権理事会東南アジア支部の現地代表は、戒厳令下の状況は表現の自由への脅威であり、人権侵害の憂慮すべきパターンの最新の実例であり、批判的、独立的な声を抑圧する影響があると非難した。OIC 事務局長特使は 2012 年 5 月、南部国境県地域を視察し、

非常事態勅令の適用がまだ継続している地域について早期の廃止を要請した⁷⁷。国連人権高等弁務官は、タイ国政府が、自由権規約の締結国として同規約19条によって保護されている表現の自由に関する権利を確保する法的責任を果たすべきと指摘した⁷⁸。また裁判を受ける権利は、大逆罪 (*lese majeste law*) の適用により侵害されており⁷⁹、その結果、厳しい判決が下されている状況に関し、国連人権高等弁務官は強い懸念を表明した⁸⁰。

以上の国際機構と同様、国際人権 NGO も戒厳令および非常事態勅令による人権侵害を非難している。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、非常事態勅令が人々の人権を侵害していると非難した⁸¹。国際法律家委員会 (ICJ) はその報告書において、同勅令がタイの国会や裁判所の権限を軽視しているのみならず、人権侵害の可能性が大きいことを批判した⁸²。国際紛争問題シンクタンクのインターナショナル・クライシス・グループ (ICG) も報告書において、タイの非常事態勅令を非難し、同勅令は分離集団との対立を悪化するだけで解決にはならないと主張した⁸³。事態は国際社会の関心事項となったが、タイ政府は南部イスラム教徒に関する問題は国内問題であり、諸国家および国際機関の関与は内政干渉であるとして反論した⁸⁴。

4.4.3.3.2 経済的社会的文化的権利—経済的社会的格差

4.4.3.3.2.1 経済的社会的権利

南部国境県地域における伝統的な経済活動は沿岸地域では漁業、内陸部では米、ゴム栽培等である⁸⁵が、世界銀行調査によれば、1962年—1968年、国際市場におけるゴム価格が27%下落し、ゴム生産量は32%減少し、関係住民の収入は下落した⁸⁶。1970年代、国境県地域の経済発展を目的として政府は大規模経済プロジェクトおよび経済基盤整備のために巨額の資金を同地域に投入した⁸⁷。経済発展に伴い、タイにおける1人あたりの国内総生産 (GDP) は、2001年以来、3.4%の割合で上昇して13,364ドル (2013年) となり、中所得国 (middle-income country/MIC) となった⁸⁸。2002年、イスラム銀行を設置し⁸⁹、

イスラム教徒およびアラブ諸国からの資金による投資⁹⁰にも期待して、地域経済の発展によるマレー・ムスリムへの懐柔策を試みた。

しかし開発プロジェクトは地域住民の主張を反映したものではなく、高度経済成長の恩恵はビジネスマンおよびプランテーション所有者だけを浴する結果となった。地方共同体には天然資源へのアクセスは否定されている⁹¹。大規模プロジェクトおよび天然資源開発による利益は地元マレー・ムスリム住民には配分されず、所得格差は拡大している⁹²。

1世帯当たり所得額は全国平均が23,241バーツなのに比べ、パタニー16,126バーツ、サトゥン21,049バーツ、ナラティワート16,835バーツ、ヤラー21,859バーツと全国平均よりもかなり低い(2011年)⁹³。タイ全体の人口に占める貧困率は1.01%であるが、その60%が南部国境県に居住し、ナラティワートでは24.7%、パタニーでは33.5%である(2013年)⁹⁴。収入指標⁹⁵については、バンコクが1位、パタニーは全国77都県中75位である⁹⁶。

雇用指標⁹⁷による比較では、ヤラーは77都県中74位、パタニーは最下位である⁹⁸。失業率については全国平均0.7%、パタニー2.0%、ナラティワート1.6%、ヤラー1.0%、サトゥン0.4%、15歳-17歳の就労者割合については全国平均16.2%、パタニーでは28.45%(73位)であり、いずれも全国平均よりも高い⁹⁹。武力紛争状況下であることから凶暴犯罪発生率も高く、10万人当たり全国平均では13件であるが、パタニーでは63件(75位)、ヤラーでは64件(64位)である¹⁰⁰。

大型プロジェクト等の経済開発政策は、むしろ住民の生活に環境悪化等の外部不経済の問題をもたらした。自由権規約委員会は第1回総括所見においてタイ・マレーシア・ガスパイプラインその他の開発プロジェクトに関し、「関係する民族的少数者共同体に最低の協議しかしていないことを懸念する」と指摘した¹⁰¹。

4.4.3.3.2 文化的権利

宗教に関してこれまで憲法では、すべてのタイ国民の平等および宗教の自由

を規定し、仏教を国の宗教としては定めていない。しかしながら英 - シヤム条約（1909年）により、南部国境県におけるシヤムの支配が確認されて以降、シヤムが派遣した知事による統治の下で同化政策が進められ、シヤム初等教育の義務化（1921年）、イスラム法（シャリア法およびアダット法）の廃止とシヤム法適用（1944年）、国家文化法によるマレー語、イスラム的姓名の使用および服装の禁止（1942年）等が実施された¹⁰²。

1960年代、分離運動に対しては鎮圧政策を採る一方で、政府は懐柔策も実施した。イスラム問題評議会（National and Provincial Councils for Islamic Affairs）を設置し、慣習令を廃止（1961年）してイスラム姓名の使用を認め、1970年代には政府はイスラム教徒に特権を付与し、大学および政府機関において一定割合をイスラム教徒に割り振るクウォータ制度の導入等を実施した¹⁰³。しかしその恩恵は極めて限定的にとどまり格差是正にはつながらず、国境県イスラム教徒には教育を受ける機会の均等は奪われてきた¹⁰⁴。

教育を受ける権利について1997年憲法は12年の無償教育を受ける権利を規定し¹⁰⁵、1999年、新国家教育法により義務教育期間は6年間から9年間になった。教育指標¹⁰⁶についてはすべての指標において南部国境県の状況は全国平均よりも悪い。高等学校進学者の割合については、バンコクでは100%であるのに比較し、ナラティワートでは44.6%（77都県中最下位）であり、高校レベル8科目合計スコアについては、バンコク40.8、パタニー28.58、ナラティワート28.56（最下位）¹⁰⁷である。全く教育を受けたことがない者は全国平均4.3%と比較し、パタニー13.3%、サトゥン6%、ナラティワート6.8%、ヤラー12.4%と全国平均よりも高い（2011年）¹⁰⁸。大学進学率（短期大学含む）については全国平均10.1%に比べ、パタニー8.2%、サトゥン9.7%、ナラティワート6.8%、ヤラー7.2%と全国平均以下である¹⁰⁹。

HAI (Human Assets Index)¹¹⁰ をみると、パタニー0.5884（69位）、ナラティワート0.5996（63位）、サトゥン0.6082（57位）、ヤラー0.6182（46位）¹¹¹ であり、全国比で低レベルにとどまっている（2013年）。HAI指標に関連し、新

生児 1,000 人あたりの乳児死亡率については、全国平均 6.6 人に比べ、パタニー 10.8 人、サトゥン 5.4 人、ナラティワート 10.7 人、ヤラー 7.5 人であり、サトゥンを除き、全国平均よりも高い (2013 年)¹¹²。

民族語使用およびイスラム的教育の自由への制限は国境県イスラム教徒の不満の大きな要因となっている。これに関連し、国民和解委員会は 2006 年、国境県における平和維持機関の設置、民族語の地域的公用語化、イスラム学校と公立学校との 2 つの制度の擦りあわせ、二カ国語教育の導入等を勧告した¹¹³。自由権規約委員会はタイ政府に対し、「民族的少数者に属する人が集団の他の構成員とともに彼らの文化を享受し、宗教を実践し、言語を使用する権利を尊重すべき」とする所見を示した¹¹⁴。

4.4.3.4 代表権

現在のタイ中央議会については、議会に選出された代表者を通じて国境県の民族的少数者の意思が立法府の行為に反映される状況になっているとは言い難い¹¹⁵。また、2011 年下院総選挙キャンペーンでは国境県の自治に関する政策が喧伝されたが、その投票結果は国境県の将来の地位に関する住民の意思が反映されたものではなかった。

1990 年代、政治改革に伴い選挙制度改革が進められ、1997 年憲法において選挙管理委員会法、国民投票法等、選挙関連 8 法の新たな制定が規定された。政治家の監査に必須の機関については委員の資格要件、選出方法等詳細が規定され、選挙プロセス監視のための選挙委員会が独立機関として設置され、選挙権行使の義務化等の措置も導入されて、選挙の公正性・透明性が図られた¹¹⁶。また国民による法律案発議の手続きが導入され、法案発議には 5 万人以上の署名を要件とした¹¹⁷が、2007 年憲法においては必要な署名者数は 1 万人に引き下げられた¹¹⁸。

2011 年下院総選挙では、パタニー 4 議席、ヤラー 3 議席、ナラティワート 4 議席、サトゥン 2 議席がそれぞれ配分され、政権政党であった民主党

(Prachatham) を含む 7 政党¹¹⁹ が候補者を立てた。選挙結果は、民主党が 11 議席のうち 9 議席、マトゥプム党 1 議席 (パタニー)、ブームジャイ・タイ党 1 議席 (パタニー) を獲得した。同選挙の投票率については、全国平均 75.0%、パタニー 76.8%、サトゥン 80.8%、ヤラー 77.5%、ナラティワート 78.0% であり¹²⁰、南部国境県ではいずれの選挙区においても全国平均よりも高い結果であった¹²¹。以上のような選挙制度からみれば、国境県の民族的少数者にも参政権および平等の代表権が制度上は保障されている。ただし下院においてマレー・ムスリムの議員が選出されているが、国境県選出の国会議員は仏教徒および中国系住民を支持基盤としている¹²²。このような状況からすれば、国境県選出議員が南部国境県イスラム教徒の意思に正確かつ敏感に反応し、行動しているかについては疑問がある¹²³。

同選挙において南部国境県に候補者を立てた各政党は、南部国境県への自治権の付与を公約として掲げた。しかしそれらの公約は極めて実現性に乏しい。民主党は SBPAC を中心とした経済特区を設置し、既存の地方自治体の権限を拡大することを提示した。マトゥプム党 (党首 Sonthi Boonyaratglin, イスラム教徒) は南部国境県を管轄する新たな省庁の設立を提示した。以上の 2 案では行政単位を既存の地方自治体から特別自治区に移行させるわけではなく、地方自治体は存続することになる。プア・タイ党 (党首インラック) は南部国境 3 県で構成され、パタヤ特別市と同様の自治権を有する特別自治区設置を含む特別な形態での地方統治政策を約束した¹²⁴。ただしいずれの政党も、選挙キャンペーンでは、特別自治区設立に関する具体的な手続きもまた新たな政策も示していない¹²⁵。同様に、従来の中央集権制度という権力構造の変更、国家権限の具体的な地方への移譲、工程表等にも全く触れていない¹²⁶。

選挙キャンペーン中、国境県住民からは分離独立も自治権獲得も優先課題として挙げられておらず、実際、国境県の将来の地位または自治制度の具体的内容については、国境県住民の選挙行動を決める主要因とはなっていない。国境県における有権者へのアンケート調査によれば、選挙後に解決してほしい課題

として挙げられたのは、治安、所得、失業、教育、薬物等に関する対策である¹²⁷。選挙においてこれらの問題に具体的な措置を提示した政党はなかった。例えば治安問題に関して、国境県では最大議席を獲得した民主党をはじめ、いずれの政党も政府軍による国境県における人権侵害行為に対する非難をすることもなく、治安維持軍に無条件の免除を与える非常事態勅令その他の法の廃止にも触れていない。

同総選挙で勝利したのはプア・タイ党であるが、南部国境県では1議席も獲得することができなかった。プア・タイ党が議席を獲得できなかった1つの理由として、住民有権者が警察および軍による鎮圧行動に対する抗議を投票行動で表明したことが挙げられる。残虐な軍事鎮圧作戦を指揮したのは、同党の前身とされるタクシン政権であり、国境県地域では同政権に対する敵対心が強く、タイ軍は親プア・タイ党とみられている。同党はSBPACにより職業訓練等の施策を提供したが、その実施に不備があったため成果が出せず、国境県住民の信頼は得られなかった¹²⁸。

4.4.4 自治

4.4.4.1 自治構想

本紛争に関しても他の分離紛争と同様に、その解決に向けて、単なる抑圧政策でもなく分離独立にも及ばない、多数の方策が提案されてきた¹²⁹。提言された解決策の名称は一樣ではないが、南部国境県に付与する権限の範囲により、自治地域、バンコク都型の特別市の設置および地方分権の促進に大別できる。さらに現実的な解決策として、研究者からその調査結果の分析に基づき、既存の政治制度を維持しながら地方分権と統合（*integration*）を同時に進めようとする混合モデルが提言されている。

なお、前述の政党による国境県の自治に関する提案と同様に、以下の構想についても、現在のところ大枠が示されている段階である。従って従来の中央集権制度という権力構造再編の設計図、移譲される具体的な国家権限の内容、特

別自治区設立に関する具体的な手続き等についてはまだ明確には示されていない¹³⁰。

4.4.4.1.1 領域的自治

自治地域構想の中で最も広範な自治権を国境県に付与しようとする案であり、領域内では行政制度だけではなく、法制度（シャリア法、アダット法）、教育制度およびその管理・運営、公的な場での民族語使用をはじめとする地域の制度全体をマレー・ムスリム独自のものに置き換えること¹³¹等を含む。2006年、NRCはパタニー、ナラティワートおよびヤラーに特別行政区（special administration zone）を設置し、（1）同行政区におけるパタニー・マレー語の公用語化、（2）同行政区を単位とする独自の統治機構の設置、（3）イスラム法の導入を含む自治案を示した。タイの多数民族の間に自治に対する強い拒否反応があることから、NRCはその使用は避けて特別行政区と呼ぶ。だが同案は国境県を他の地方自治体とは識別される自治領域とするものであり、領域的自治構想と捉えることができる。マレーシアのマハティール前首相が繰り返し提案した南部3県における「イスラム自治地域」設置による自治権付与の提案も同様であろう¹³²。ところがNRC案についてタクシン首相は拒否し、マハティール首相案について、タイ政府は内政干渉として反発した。

領域的自治構想に関して、タイ政府および軍は国の分割につながり、タイの統一国家体制の護持を規定する憲法77条¹³³に反し、実行できないと主張した¹³⁴。国境県マレー・ムスリムはおおよそ歓迎するが、国境県住民の20%を占める仏教徒は、限定的な自治権獲得であっても、後に完全な自治権獲得、さらにパタニー国としての分離独立へとつながるとして強い拒否反応を示した¹³⁵。

4.4.4.1.2 特別行政区（パタニー市構想）

同案はパタニー、ナラティワート、ヤラーを含む地域をバンコク都をモデルとする特別行政区とするものである。知事を公選制にすることを共通項として

いるが、多様な提案があり国境県地域の軍、警察の責任者、公的地位についてパタニー民族に割り当て、当該地域の収入および資産を特別行政区に配分すること等を含む案もある¹³⁶。

従来の地方行政制度の問題の1つは、地方の政策に住民の意思が反映されない点にあった。地方行政の首長には中央から派遣された官僚が就任し、その意思決定に地方の施策が委ねられていた。地方政府は専ら中央政府の方針に沿った政策提案および予算執行方法に専念し、住民の安全、福祉、権利、環境保全等には注意を払わないという傾向があった¹³⁷。しかしこの問題は1997年憲法を含む一連の地方行政改革により改善した。1997年憲法により、地方議会議員は住民の直接選挙により選出され、首長は住民の直接選挙あるいは地方議会の同意によって選出されることが確認された（第285条）¹³⁸。地方議会議員については1999年以降、首長については2003年末以降、住民によって選出されている¹³⁹。パタニー特別行政区案でも知事が選挙により地域から選出されるよう設計されていることから、パタニー地方行政には住民の意思が反映される。なお、パタニー特別行政区は基本的には既存の行政制度のもとで設置されることになるため、国境県以外の地域の法的地位は変更されない。また国境県の既存の行政単位を特別行政区に再編するわけではなく、既存の地方行政制度もそのまま存続し、新旧2制度が併存する場合があるとされている¹⁴⁰。

政党が掲げる南部国境県問題解決策にも同様の提案がある。タイ国民党は2009年、「パタニー市」の設置を提案したが2011年には一部撤回した。プア・タイ党は2011年総選挙キャンペーンの際、南部国境3県で構成される自治権を有する特別自治区設置を含む特別な形態での地方統治政策を提示した。しかし政権掌握後、同提案を撤回した¹⁴¹。

南部国境3県（パタニー、ナラティワート、ヤラー）での調査（2005年）によれば、27.2%（すべてイスラム教徒）が文化的事項に関する自治権を有する特別行政区の設置案を、11.2%が政治的自治権を有する特別行政区の設置案を支持する一方で、仏教徒の3分の2は現状維持を主張している¹⁴²。また200

の郡（SAO）における宗教指導者への地方分権の見解に関する調査（2007年）では、84%が何らかの特別行政区設置案を支持し、SAO首長の45%、宗教的指導者の12%が既存制度に一定の範囲の地方分権が実施された制度を支持しており、言い換えれば宗教的指導者の60%以上が既存の構造を用いた特別行政区案を支持し、23%が新構造の特別行政区を支持している¹⁴³。さらに南部14県の1,197人を対象に実施された世論調査（2009年）によれば、パタニー特別行政区設置案には88.53%は反対であり、南部国境県仏教徒は、知事を公選制とすることに強く反発している¹⁴⁴。他方、南部国境3県（パタニー、ナラティワート、ヤラー）では住民の87.61%が賛成している¹⁴⁵。

4.4.4.1.3 地方分権および SBPDAB

第3の案は、一方で地方分権を進めながら、同時に既存の政治制度の枠内で南部国境県紛争解決に一定の役割を果たしている機関の機能を高めることにより、南部国境県への権限付与と国家的一体性の強化という一見相反する施策を両立させようとするものであり、研究機関等がアンケート調査を参照して提言した。地方分権については前述のように、1990年代、民主化政策の進展とともに進められ、1997年憲法において地方自治に関する章（第9章）が設けられ、地方分権に関連する法が整備された¹⁴⁶。

同案の基礎になったのは、2005年 - 2008年に4,629人（一般人82%、その他は宗教的指導者、地域指導者、公務員）を対象に研究者により行われた調査である。その結果、住民は既存の中央集権制度とは異なる何らかの地方行政形式を要求しており、必要なのは地域の事項に関する広範な権限および新鮮なイニシアティブを地域住民に付与するような新たな統治制度改革であることが明らかになった¹⁴⁷。

また、南部国境3県での調査（2005年）によれば、41.4%が現行制度の何らかの改正を主張しており、200の郡（SAO）における地方分権の見解に関する調査（2007年）によれば、SAO首長の45%、宗教的指導者の12%が既存

制度の枠内で地方分権を促進する改革案を支持している¹⁴⁸。

上記調査の分析に基づき、現実的に実行可能な政策として提言されているのはSBPAC再編プロジェクト¹⁴⁹である。同プロジェクトは南部国境県の特性を考慮した地方と国の権限を調和する地方統治システムであり、地方分権と国家統合を両立させようとするモデルを提示する。同プロジェクトの中核になるのはSBPACの発展形である南部国境県開発行政省（Southern Border Provinces Development Administration Bureau / SBPDAB）である。SBPDABはSBPACを省の地位に格上げして首相府の下に位置づけることにより、多数の政府機関の監視からもまた軍の管理からも解放され、首相と内閣による直接的対応が保障される。その構成については3県から選出された議員から任命される長官、および3県知事が担当する次官とされる。補助機関として領域代表により構成される南部国境県議院（Chamber of Southern Border Provinces）が州より下位レベルの政策を協議し、計画に協力し、司法を強化し、予算と人事を査察する。既存の地方議会は存続させ、文化的事項、地方税および財政の権限を付与する。これが地方と国の権限を調和した統治システムのモデルとされる。

民主党は2011年選挙キャンペーン綱領として、3県地域における特別行政区（経済特区）の設置と地方自治体の権限拡大を提示した。同政策では南部国境県の統治機能は中央政府に属する機関であるSBPACが担うとしていたことからすれば、第3案に類するであろう。同案については南部国境県マレー・ムスリムはおおよそ歓迎しているが、反対意見として暴力行為の果実として、提案により南部国境県に利益となる特別省が提供されることになるが、テロに報償を与えるべきではなく、また他の北部地域の分離集団の要求の先例となる等がある¹⁵⁰。

4.4.4.2 政府の対応

国際社会の仲介による和平交渉は円滑には進展しなかったが、仲介を通じて

分離独立を回避し、国境県への自治権付与による紛争解決方法が模索されてきた¹⁵¹。タイは国家政策として一体としてのタイ人民という理念を100年あまりにわたって慎重に醸成してきた¹⁵²。領域的自治型および特別行政区型のような、南部国境県イスラム教徒への広範な自治権付与方式は、他の地域とは異なる特別の領域的地位の創設を意味し、タイの多数民族および軍部からの強い拒否反応があり、実現が難しいとされてきた。首相府および軍は、タイ法において自治地域の創設は、1997年および2007年憲法1条の「タイ国は単一不可分の王国」とする基本原則に反するため、不可能であると主張してきた¹⁵³。このような政府の対応は多数民族としての仏教徒の主張を反映したものに他ならず、南部国境県地域の仏教徒もその政治的影響力が失われるとして中央集権制度の変更を望まず、いかなる自治制度導入案にも反対している¹⁵⁴。

それでも2007年になり、タイは分離は決して受け入れることができないが、自治の促進は考慮する趣旨の発言が国防相により示された¹⁵⁵。2009年には、タイ社会の広範層の人々が何らかの分権または自治について、それ以前に見られない高い関心を示すようになった¹⁵⁶。国民和解委員会委員も、紛争解決手段として何らかの分権形式への支持を表明した¹⁵⁷。このような状況の変化もあり、2013年、政権は分離集団との公式対話に先立ち、自治についての討論を始める意思があることを認めた¹⁵⁸。

4.4.4.3 分離集団の対応

国際社会の仲介による和平交渉が試みられる中、分離集団からも自治権に触れる発言があった。マハティール首相の仲介による交渉（2006年）において、Bersatuは分離独立に固執することなく、広範な自治および正義を実現することによる解決策について議論した¹⁵⁹。PULOは政府との対話に臨む際は、分離独立は一貫して最終目標であると主張した（2013年）¹⁶⁰が、マハティール首相の仲介による交渉（2005年）および非公式な場では、自治も選択肢の一つとして示唆していた¹⁶¹。

タイ政府と BRN との間で結ばれた和平対話プロセスに関する合意書（2013 年）において、BRN は独立国家の樹立という選択肢は直接的には主張することなく、自治権確立による紛争解決の受け入れを示唆した¹⁶²。BRN は以下のように、自決権およびタイ領土内における特別行政区創設による自治権の確立を要求する。

BRN は紛争の原因がパタニー・マレーの占領に由来すると判断するものであり、ゆえに我々は自決を望む。政府はタイ領土において、パタニー・マレー人民にバンコク都またはパタヤ市と同様の特別行政区の設置を認めなければならない¹⁶³。

BRN によれば、1902 年にシヤムに併合され、主権が奪われて以降のパタニーの艱難辛苦の歴史に自決権は依拠しており、そのような塗炭之苦からの救済手段として自治を捉えている¹⁶⁴。言い換えれば、パタニー・マレー人民の自決権をタイの領土的現状を変えることなく行使しようとしている。この事実は、前述の引用部分に続けて提示した以下の自治受入れ条件にも示されている¹⁶⁵。

タイ政府が、パタニー領域におけるパタニー・マレー民族に統治における最高権限が存在することを承認し、そして議会においてパタニー・マレー国家（Patani Malay nation）を承認すること¹⁶⁶。

同主張に関してマッカーゴ（Duncan McCargo）は、マレー系イスラム教徒の「パタニー」所有者としての権利の承認を要求したものであると解釈している¹⁶⁷。以上から、BRN は自治を自決権実行の一形態とみなしていると捉えることができる。今日までに自治概念は国境県イスラム教徒の間で紛争解決の方法として支持されるようになった¹⁶⁸。

4.4.5 国際社会の対応

国際社会は国境県人民への自治権の付与については支持しているが、マレー・ムスリムによる分離独立運動は支持せず、同民族の分離権を認めていない。ただし国境県人民の自決権に関する見解は国際社会から表明されていないため、

国境県人民への自治権付与の法的根拠が、同人民の自決権にあるのか、それとも他の権利にあるのかについては不明確である。

国連は政府が軍事力を行使して実行した鎮圧行動を問題とし、鎮圧作戦および治安維持行動によって生じた人権侵害を非難するが、国境県紛争には直接関与せず、マレー・ムスリムによる分離運動に関する国連としての見解は表明していない。

マレーシア、インドネシアをはじめとする関係諸国および OIC は、紛争解決のための仲介を行ってきた。仲介者としての積極的役割を担ってきたマレーシアにとってマレー・ムスリムは同胞ではあるが、タイとは安定的関係を望んでおり、また国境県紛争の悪化は自国領土に波及する恐れもあることから、分離集団への支援はしていない¹⁶⁹。OIC はイスラム教という宗教的絆に伴う普遍的権利を支持することを使命とし、非イスラム教国で生活するイスラム教徒少数者の権利擁護を使命として、国境県イスラム教徒への支援活動を行い、国境県問題に関与してきた¹⁷⁰。ただし OIC 憲章は国家主権を基本原則として掲げており、国境県イスラム教徒の自治を支援しているが分離運動は支援していない。OIC は国境県問題への関与の目的として、国境県人民が国際規範に従い、地球的イスラム教の神の名において、その普遍的権利が保護されるためであると表明した¹⁷¹。

米国は国民和解委員会による国境県の教育制度に関する提言（2006 年）を支持した¹⁷²が、分離問題に関しては見解を示していない。EU は特使を通じて深南部でのすべての紛争および殺りく終結のための和平プロセスに賛意を示したが、分離集団の活動は支持していない¹⁷³。国際人権 NGO（Human Rights Watch）はタイ当局の武器使用にあたっては、国連の武力行使に関する基本原則を遵守すること、これらの殺害事件の調査のために国連の超法規的・即決・恣意的処刑に関する特別報告者を招請するべきこと等を勧告した¹⁷⁴。しかしマレー系イスラム教徒の分離独立は支持していない。

-
- 1 United Nations Development Programme (UNDP), “Advancing Human Development through the ASEAN Community, Thailand Human Development Report,” 2014. 2010年実施のタイ国勢調査による人口は6,593万人である。
 - 2 なお、2011年10月、タイ統計局が全国の27,000世帯で実施した調査によると、回答者の94.6%は仏教徒、イスラム教徒は4.6%、キリスト教徒は0.7%であった（日本語総合情報サイト@タイランド2012年10月29日：<http://www.newsclip.be/article/2012/10/29/15670.html>）。
 - 3 各県の人口はパタニー 663,485人、ナラティワート747,372人、ソクラー 1,389,890人そしてヤラー 493,767人である（UNDP, *supra* note (1), 135）。2000年国勢調査によれば、パタニーでは80.7%、ヤラーでは68.9%、ナティラワートでは82%の住民がマレー系イスラム教徒とされる（秦辰也「南部タイ3県の社会的背景と近年の政治事件の増加に関する考察」近畿大学大学院文芸学研究科編『渾沌』7号2010年、165ページ）。
 - 4 マレー語方言はジャウィー (*jawi / yawi*) と呼ばれ、アラビア文字表記（ジャウィー文字）を用いる。
 - 5 サトゥン県(人口301,467人)はマレーシアに隣接する国境県の1つであり、同様にマレー系イスラム教徒が多いが、前述の4県と異なり、激しい分離運動による中央政府との歴史的対立はみられず、また仏教徒との摩擦も少ない（Moshe Yegar, *Between Integration and Secession: The Muslim Communities of the Southern Philippines, Southern Thailand, and Western Burma/Myanmar*, London, Boulder, New York, Oxford, 2002, 79）。本稿では国境県のマレー系イスラム教徒の呼称について、「マレー・ムスリム」も適宜使用する。
 - 6 Yegar, *supra* note (5), 131. ミンダナオにおけるバンサモロ住民もマレー語を使用することでは共通点がある。タイでは少数者イスラム教徒およびヒンズー教徒はカエク (*khaek*/訪問者、客人) と呼ばれることがある (*ibid.*)。
 - 7 Paoyee Waesahmae, “The Organization of the Islamic Cooperation and the Conflict in Southern Thailand,” School of History, Philosophy, Political Science and International Relations, Victoria University of Wellington, 2012, 50-51.
 - 8 櫻井義秀「南タイにおける暴力の問題：国際タイセミナーにおける研究動向から」『北海道大学文学研究科紀要』118号2006年2月、200-201ページ。
 - 9 1457年、パタニー王はイスラム教国家を宣言して現在のタイ - マレーシア国境地域にパタニー王国を築いたが、1786年、シャムに征服された（Syed Serajul Islam, “The Islamic Independence Movements in Patani of Thailand and Mindanao of the Philippines,” 38(5) *Asian Survey*, 1998, 443）。シュクリ (Ibrahim Syukri / a pseudonym) は同王国が1776年まで独立国であったとみなす (Ibrahim Syukri, *History of the Malay Kingdom of Patani*, Research in International Studies, Southeast Asia Series No. 68, Athens, Ohio, 1985, 7)。
 - 10 1902年には旧パタニー王国における伝統的支配体制であったスルタン制が廃止された。
 - 11 Treaty Between the United Kingdom and Siam, July 9 1909: www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/treaties/Ts1/1909/19.
 - 12 英国領となったマレーシアとタイとの関係の歴史的経緯については以下を参照。Yegar, *supra* note (5), 155; Islam, *supra* note (9), 444; 橋本卓「資料・研究ノート タイ南部国境

- 県問題とマレー・ムスリム統合政策』『東南アジア研究』25(2), 1987年, 234-238ページ。
- 13 米国は南部国境県をマレーシア領土に編入しないよう、英国に圧力をかけた (Adam Jelonek, "Integration and Separatism. A Sociopolitical Study of the Thai Government Policy to the Muslim South," 11 *Arabic and Islamic Studies*, Poland, 2003, 111)。
 - 14 National Culture Act 1942: http://thailaws.com/law/t_laws/tlaw0152.pdf. 同法および一連の勅令により、洋服の着用と公共の場での近代的な態度を示すことがすべてのタイ国民に義務づけられた。
 - 15 Thanet Aphornsuvan, "Rebellion in Southern Thailand: Contending Histories," Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2007, 21-30; *idem*, "Reflections on the Peace Dialogue in Southern Thailand Between the NSC and BRN," November 6, 2013: Asia Peacebuilding Initiatives: <http://peacebuilding.asia/reflections-on-the-peace-dialogue-in-southern-thailand-between-the-nsc-and-brn/>; Islam, *supra* note (9), 445; Jelonek, *supra* note (13), 111.
 - 16 Nartnirun Junngam, "The Secessionist Movement in the Southernmost Provinces of Thailand: A View from the New Haven School of International Law," 20 *Asia Pacific Law Review*, 2012, 233.
 - 17 1. 南部4県を統括するイスラム指導者をムスリムに選出させる, 2. 税収は全て4県の歳入とする, 3. ボノを義務教育機関として支援する, 4. 南部4県の役人は8割をムスリムとする, 5. マレー語を公用語として認める, 6. ムスリムの慣習や儀礼を定めるイスラム議会を認める, 7. イスラム教裁判所を公認する (Nantawan Haemindra, "The Problem of the Thai-Muslims in the Four Southern Provinces of Thailand (Part One)" 7(2) *Journal of Southeast Asian Studies*, 1976, 197-225; Aphornsuvan, *supra* note (15), 2004, 33)。
 - 18 Aphornsuvan, *supra* note (15), 2004, 30-32.
 - 19 南部タイにおける調査実施および領域の地位に関する真の意思確認のための住民投票実施を請願した (Neil J. Melvin, "Conflict in Southern Thailand: Islamism, Violence and the State in the Patani Insurgency," *SIPRI Policy Paper* No. 20, Stockholm International Peace Research Institute, 2007, 14; Daniel Pipes, *In the Path of God: Islam and Political Power*, Brunswick, New Jersey, 2002, 271)。25万人は国境4県のムスリム成人人口の半数にあたる (Melvin, *supra* note (19), 15)。
 - 20 この運動を指導したハジ・スローンは1954年、政府に逮捕された後に失踪しており、当局に殺害されたとみなされている (Junngam, *supra* note (16), 233; Syukri, *supra* note (9), 74)。
 - 21 Jelonek, *supra* note (13), 111-114.
 - 22 パタニー解放戦線 (Barisan Nasional Pembebasan Patani/ Patani National Liberation Front/ BNPP), パタニー共和国革命戦線 (Barisan Revolusi Nasional/ BRN), パタニー統一解放機構 (Patani United Liberation Organization/ PULO), ベルサトウ (Bersatu/ United Front for Patani Independence)等 (Andrew D. W. Forbes, "Thailand's Muslim Minorities: Assimilation, Secession, or Coexistence?" 22(11) *Asian Survey*, 1982, 1063-1064; Yegar, *supra* note (5), 145-152)。

国際人権NGO(Human Rights Watch およびInternational Crisis Group/ICG)によれ

- ば、近年の活動の主導的役割を担う集団はBRNコーディネート派 (*Barisan Revolusi Nasional - Coordinate faction/ BRN-C*)とされ、タイ情報機関は2005年2月までにBRN-Cが国境県にある1,574村のうち875村に支配権を確立したと推定している (Human Rights Watch, “No One Is Safe: Insurgent Attacks on Civilians in Thailand’s Southern Border Provinces,” 19(13) *Human Rights Watch Report*, 28 August, 2007, 26: <http://www.hrw.org/en/reports/2007/08/27/no-one-safe>; ICG, “Southern Thailand: Insurgency not Jihad,” *ICG Asia Report* No.98, June 10, 2005: <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=3436&l=1>)。
- 23 その背景には、マレーシアのケランタンにおける有力政党であり、タイ国境県の分離運動を支援したPan-Malaysian Islamic Party (PMIP)が1978年選挙における敗北等により政治的勢力が衰退し、マレーシアからの支援が滞ったことも背景にある (Forbes, *supra* note (22), 1063-1064)。
- 24 John Funston, “Southern Thailand: The Dynamics of Conflict,” East-West Center, Honolulu, 2008, 7.
- 25 Edgardo Pedro Legaspi, “Case Studies of Ethnic Minority Conflicts in Southern Philippines and Southern Thailand,” 6th Asia-Europe Roundtable Minority Conflicts – Towards an ASEM Framework for Conflict Management, June 10-12, 2009, Derry and Letterkenny, 13.
- 26 Duncan McCargo, “Understanding the Southern Thai Peacetalks,” Asia Peacebuilding Initiatives, June 27, 2013: <http://peacebuilding.asia/understanding-the-southern-thai-peace-talks/>
- 27 http://peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/TH_130228_GeneralConsensusPeaceProcess.pdf. タイ政府がBRNのような分離集団と和平に向けた対話に関して合意したのは史上初である。同合意はマレーシアの仲介による。
- 28 BRNは憲法の枠内においてパタニーの共同体としての権利および特別行政区の地位の承認、すべての政治犯の釈放と逮捕状の取消し等5項目を分離独立主張放棄の条件としてタイ政府に要求した。政府および国軍は、同要求は憲法および法治主義に反し、受け入れ難いとして拒否した (Patthara Limsira, “Thailand: Dialogue Process for Peace in the Border Provinces of Southern Thailand,” 6 *Journal of East Asia and International Law*, 2013, 609)。
- 29 Naeem Hayipiyawong, “The Failure of Peace Negotiation Process Between Government of Thailand and Revolution National Front (BRN) in Southern Thailand Conflict (Patani),” International Relations Department, Universitas Muhammadiyah Yogyakarta, 2014, 10: <http://www.academia.edu/12973081/>.
- 30 Srisompob Jitpiromsri and Anders Engvall, “A Meaningful Peace: Ramadan Ceasefire Assessment,” *Deep South Watch*, June 6, 2014: <http://www.deepsouthwatch.org/node/4720>.
- 31 Report of the Secretary-General to the Security Council, A/69/926–S/2015/409, 5 June 2015.
- 32 2007年憲法においては定数480、そのうち中選挙区選出議員400、比例代表選出議員80となり、中選挙区の選挙区割と定数は、県を単位とし、人口に比例して算出される (94条)。

- 33 南部国境4県は第8地域（ゾーン）として区分され、ソクラー、パッターニー、ヤラー、ナラティワートの他、スラタニ、パンガー、ブーケット、クラビー、ナコンシータマラート、トラン、パタルン、サトゥンの12県から10人が比例代表選挙により選出される。
- 34 行政裁判所は現在のところ二審制であり、司法裁判所から独立した機関である（今泉慎也「タイの裁判制度改革の現状と課題」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』日本貿易振興機構アジア経済研究所2002年3月、96-97ページ）。
- 35 鈴木康二「海外直接投資・開発タイの行政手続法と行政行為」国際協力銀行開発金融研究所『開発金融研究所報』7号2001年7月、92-93ページ。出訴期間については事件の発生を知った時から90日とされているため、この期間を過ぎた場合には取消訴訟は提起できない（行政裁判所法49条）。
- 36 永井史男「タイの地方自治制度改革—地方分権委員会を中心に—」作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法—フィリピン・タイ・インドネシアの比較—』日本貿易振興機構アジア経済研究所2003年、275ページ；伊勢知強「タイ王国」自治体国際化協会『ASEAN諸国の地方行政』2004年、82-85ページ。
- 37 Orapin Sopchokchai, "Good Local Governance and Anti-corruption Through People's Participation: A Case of Thailand," World Bank Public Sector Reform Project, 2001, 7: <http://www1.worldbank.org/publicsector/decentralization/tao-el.doc>; Kevin T. Conlon, "Ethnic Violence in Southern Thailand: The Anomaly of Satun," Naval Postgraduate School, June 2012, 70-83.
- 38 SBPACは2001年タクシン政権により解散されたが2006年復活した。ただしISOCの統括指揮に関する法的根拠を欠き、当初は首相直轄であったが2014年、陸軍第4管区の指揮下となるISOC第4管区の管轄下に移管され、ISOCを通じて軍に従属している。両機関はそれぞれ活動計画を作成していたため、その統括調整を目的として上部機関として2012年、南部国境県問題解決センターが設置されたが設置後、ほとんど機能していなかった。SBPAC政策に関しては、政府と市民の参加を得て、国家安全保障会議（NSC）事務局により作成され、2012年—2014年、南部国境県行政政策に従い戦略が実施されている。（Srisompob Jitpiromsri and Duncan McCargo, "New Governance Proposals for Thailand's Southern Region: a Ministry for the South," 30(3) *Contemporary Southeast Asia*, 2008, 414-415; Chaiwat Satha-Anand, "When Autonomy is not an Option? Governing Violence in Southern Thailand," in Rajat Ganguly ed., *Autonomy and Ethnic Conflict in South and South-East Asia*, New York, 2012, 150)
- 39 Duncan McCargo, "Informal Citizens: Graduated Citizenship in Southern Thailand," 34(5) *Ethnic and Racial Studies*, 2011, 833.
- 40 1997年憲法で規定された基本的人権の例としては、虐待・残虐行為の禁止（31条）、適正手続の保障（32条）、信教の自由（38条）、言論の自由（39条）、報道の自由（41条）、集会の自由（44条）、結社の自由（45条）等がある。
- 41 非常事態勅令は内閣の助言に基づいて国王が発布することにより発効する。
- 42 非常事態勅令（2005年）は首相に以下の権限を与える。①当該地域からの移動の禁止、②集会の禁止、③報道規制と通信の制限、④交通の制限、⑤建物の使用禁止、当該地域への移動・滞在の禁止、⑥強制的避難・退去命令（9条）。テロリズム・武力の行使が

含まれる非常事態について首相に以下の通達を交付する権限を付与する。①容疑者の逮捕・拘束、②容疑者への出頭命令、③武器等の押収、④建物の破壊、⑤通信の捜査、⑥行動の抑制、⑦出国の禁止、⑧外国人の出国禁止、⑨商業活動・所有の禁止、⑩戒厳令下で施行される権限を越えない範囲での武力の行使（11条）（<http://www.krisdika.go.th/lawHtmStaticContent01.jsp?frm=tmp&page=eng&lawType=law2&lawCode=%a1119&lawID=%a1119-20-2548-a0001>; 遠藤聡『「非常事態勅令」の法制化——南部イスラム暴動に關連して——』『外国の立法』227号2006年2月、171ページ）

- 43 Conlon, *supra* note (37), 88.
- 44 非常事態勅令、戒厳令と比べ、人権侵害の程度は少ないとされる（ICG, “Southern Thailand: Moving towards Political Solutions?” *Asia Report* No.181, December 8, 2009: <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-east-asia/thailand/181-southern-thailand-moving-towards-political-solutions.aspx>）。
- 45 Conlon, *supra* note (37), 88.
- 46 Concluding observations of the Human Rights Committee, Thailand, 8 July, 2005, CCPR/CO/84/THA, para.9.
- 47 NRCはアナン元首相を議長とし、副議長および48人の委員で構成され、ヤラー、ナラティワート、パッタニー出身者16人、中部地区出身者11人、下両院議員7人、政府高官7人、警察、軍関係者3人が含まれる。
- 48 Kavi Chongkittavorn, “Southern Crisis: the Worse is Yet to Come,” *The Nation*, August 13, 2012: <http://www.nationmultimedia.com/opinion/Southern-crisis-the-worse-is-yet-to-come-30188163.html>. 開発行政に関しては南部国境県行政法（2010年）が適用される。
- 49 1948年4月に発生した警察署襲撃事件（Dusun Nyior Incident/ドゥソンヨー事件）が契機となり、マレー系イスラム教徒住民2,000人－6,000人が政府の報復を怖れてマレーシアに避難した。
- 50 Legaspi, *supra* note (25), 13.
- 51 民族的少数者集団に対する穏健な対策の効果が阻害された要因としては、情報調査インフラの弱さ、タイ治安組織における病弊、言語的準備不足等も指摘されている（Peter Chalk, “The Malay-Muslim Insurgency in Southern Thailand Understanding the Conflict’s Evolving Dynamic,” Prepared for the Office of the Secretary of Defense, Rand National Defense Research Institute, 2008, 18; 櫻井前掲注8, 187ページ）。
- 52 2004年4月、軍事基地、警察の武器保管基地7カ所を襲撃した武装グループに対し、治安維持軍の鎮圧行動により武装グループ側108人が死亡し、人質を取ってモスクに立てこもったイスラム教徒32人全員も軍に射殺された。
- 53 2004年10月、ナラティワート県タクバイ郡で、イスラム教徒の逮捕に反発した住民約3,000人が警察署前で抗議デモを起こし、治安維持軍による鎮圧行動等で7人が死亡し、1,370人が逮捕され、逮捕者のうち78人が現場から120キロ離れた軍基地に移送中、死亡した（ICG, “Thailand’s Emergency Decree: No Solution,” *Asia Report* No.105, November 18, 2005, 27–29: <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-east-asia/thailand/105-thailands-emergency-decree-no-solution.aspx>）。
- 54 Report of the Human Rights Committee, 82nd Sesssion, 2004, A/60/40, p.85.

- 55 *Ibid.*
- 56 Concluding observations of the Human Rights Committee, Thailand, July 8, 2005, CCPR/CO/84/THA, para.10.
- 57 “Emergency decree is ‘against Constitution’ ” *Nation*, August 9, 2005.
- 58 CAT/C/THA/CO/1, June 20, 2014.
- 59 OICはイスラム教という宗教的絆に伴う普遍的権利を支持することを使命とし、非イスラム教国におけるイスラム教徒少数者を支援しその権利を擁護する義務があるという視点から、タイ国境問題に関与した (Waesahmae, *supra* note (7), 48)。
- 60 Waesahmae, *supra* note (7), 47.
- 61 Ministry of Foreign Affairs of Thailand: <http://www.mfa.go.th/web/463.php?id>; U. S. Department of States, 2005 Country Reports on Human Rights and Practices, Thailand, March 8, 2006: <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2005/61628.htm>.
- 62 非常事態とされる期間は宣言より3カ月とされているが、その後3カ月間の延長措置が繰り返された (Asian Legal Information Institute “Emergency Decree on Public Administration in Emergency Situation 2005, B.E.2548” Thai Legislation: http://www.asianlii.org/th/legis/consol_act/edopaies2005582/)。
- 63 「タイ戒厳令、解除を正式発表『絶対権』で抑圧続く恐れ」朝日新聞2015年4月2日朝刊。
- 64 Peter Chalk, “The Malay-Muslim Insurgency in Southern Thailand Understanding the Conflict’s Evolving Dynamic,” Prepared for the Office of the Secretary of Defense, Rand National Defense Research Institute, 2008, 17; Legaspi, *supra* note (25), 15.
- 65 UNDP, “Thailand Human Development Report 2009, Human Security, Today and Tomorrow,” 2010. 死者6,097人のうち仏教徒38.69%, イスラム教徒58.77%, 負傷者10,908人のうち仏教徒59.24%, イスラム教徒31.86%である (“An Inconvenient Truth about the Deep South Violent Conflict: A Decade of Chaotic, Constrained Realities and Uncertain Resolution,” Deep South Watch, July 2, 2014: <http://www.deepsouthwatch.org/node/5904>)。
- 66 Deep South Watch, *supra* note (65).
- 67 Asian Legal Information Institute, *supra* note (62).
- 68 船津鶴代「2005年のタイ 2期目のタクシン政権—勝利から一転、不安定化する政局」日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア動向年報2006』2006年, 6ページ; 真辺祐子「タイ南部国境地域における拷問被害事件の損害賠償請求訴訟の現在とその社会的機能」『日本タイ学会第15回研究大会報告要旨集』2013年7月, 21ページ。
- 69 U. S. Department of States, “2005 Country Reports on Human Rights and Practices, Thailand,” March 8, 2006: <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2005/61628.htm>.
- 70 *Ibid.*
- 71 “Emergency decree is ‘against Constitution’ ” *Nation*, August 9, 2005.
- 72 ICG, *supra* note (22), 27–29.
- 73 Concluding observations of the Human Rights Committee, Thailand, July 8, 2005, CCPR/CO/84/THA, paras.13-15.
- 74 Commission on Human Rights, 62nd session, Civil and Political Rights, Including

- the Questions of Disappearances and Summary Executions, Extrajudicial, Summary or Arbitrary Executions, Report of the Special Rapporteur, Philip Alston, E/CN.4/2006/53, March 8, 2006.
- 75 CAT/C/THA/CO/1, June 20, 2014.
- 76 Human Rights Committee, CCPR/CO/84/THA, July 8, 2005, para.24.
- 77 Ministry of Foreign Affairs of the Kingdom of Thailand, Joint Press Release, “On the Official Visit of the High-level Delegation of the Organization of Islamic Cooperation (OIC) to Thailand,” May 13, 2012: <http://www.mfa.go.th/main/en/media-center/28/20575-OIC-High-level-Delegation-visits-Thailand.html>.
- 78 United Nations Office of High Commissioner (UNOHC), Brief Notes, August 19, 2014.
- 79 タイ刑法によれば王族への不敬とみなされる場合、控訴の機会が与えられることなく軍事裁判で裁かれる（ヒューマン・ライツ・ナウ「5月のクーデターから6ヶ月--タイの人権状況--」2014年12月15日：<http://hrn.or.jp/>）。
- 80 UNOHC, *supra* note (78).
- 81 Human Rights Watch, “Emergency Decree Violates Thai Constitution and Laws, Letter to Thai Prime Minister Thaksin Sinawatra” : <http://hrw.org/english/docs/2005/08/04/thaila11592.htm>.
- 82 ICJ, “More Power, Less Accountability: Thailand’s New Emergency Decree,” August 2005: http://www.icj.org/IMG/pdf/More_power_less_accoco_D4033.pdf.
- 83 ICG, *supra* note (53): <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-east-asia/thailand/105-thailands-emergency-decree-no-solution.aspx>.
- 84 Waesahmae, *supra* note (7), 51.
- 85 United Nations Development Programme Human Development Reports 2014, 135.
- 86 Forbes, *supra* note (22), 1066.
- 87 Islam, *supra* note (9), 446-447.
- 88 1人あたりの国民総所得（GNI）は1980年－2013年、257.4%の上昇を記録した（UNDP, “Human Development Reports 2014, Sustaining Human Progress: Reducing Vulnerabilities and Building Resilience, Explanatory Note on the 2014 Human Development Report Composite Indices, Thailand,” 2）。
- 89 Islamic Bank of Thailand Act B.E. 2545 (2002).
- 90 Jelonek, *supra* note (13), 127.
- 91 Satha-Anand, *supra* note (38), 144.
- 92 Forbes, *supra* note (22), 1066; Islam, *supra* note (9), 447.
- 93 UNDP, *supra* note (1), 116.
- 94 UNDP, *supra* note (88).
- 95 1世帯当たり所得、貧困率、世帯当たり負債、GINI係数ではかられる所得格差を表す指標である。
- 96 UNDP, *supra* note (1), 116.
- 97 失業率、過少完全雇用（underemployment/不完全雇用）、社会保険が適用される雇用者、労働災害の発生件数の4要素により量られる指標である。

- 98 UNDP, *supra* note (88), 120.
- 99 UNDP, *supra* note (1), 146.
- 100 UNDP, *supra* note (1), 155. その他の指標として、困窮児童は人口10万人あたり全国平均は51.5人であるが、パタニーでは129.4人（77都県中72位）であり（UNDP, “Assessment of Development Results, Evaluation of UNDP Contribution, Thailand, 2011,” 6）、テレビ普及率については、ナラティワート87%（74位）、パタニー84%（75位）、インターネットへのアクセス可能性については、パタニー8.7%（72位）、ナラティワート6.9%（最下位）（UNDP, *supra* note (1), 158）等となっており、いずれも全国比において最下位付近に位置づけられる。
- 101 Human Rights Committee, CCPR/CO/84/THA, July 8, 2005, para.24.
- 102 Islam, *supra* note (9), 444.
- 103 Forbes, *supra* note (22), 1065.
- 104 国境県イスラム教徒にとって高等教育を受ける手段は、中東諸国またはパキスタンへの留学である（Jay Lamey, “Peace in Patani? The Prospect of a Settlement in Southern Thailand,” 2(2) *Stability: International Journal of Security and Development*, 2013.9: <http://www.stabilityjournal.org/article/view/sta.bt/>）。
- 105 (1997年憲法第49条)国が全土的に良質の無償教育を少なくとも12年間実施するにおいて、人はこれを平等に受ける権利を当然に有する。
- 106 教育を受けた期間、中等教育を受ける割合、IQ平均値6歳－15歳、およびO-Netスコアの平均値で構成される。
- 107 6歳－15歳のIQ平均値については、バンコク104.5、パタニー91.1、ナラティワート88.1（最下位）である（UNDP, *supra* note (1), 110-112）。
- 108 UNDP, *supra* note (1), 135.
- 109 UNDP, *supra* note (1), 110.
- 110 人的資源開発の程度を表すために国連開発計画委員会（CDP）が設定した指標で、栄養不足人口の割合、5歳以下乳幼児死亡率、中等教育就学率、成人識字率を指標化したもの。後発開発途上国（Least Developed Country/ LDC）の判断基準の一つとされる。
- 111 UNDP, *supra* note (1), 102 - 104.
- 112 UNDP, *supra* note (1), 135.
- 113 Melvin, *supra* note (19), 38.
- 114 Human Rights Committee, CCPR/CO/84/THA, 8 July 2005, para.24. なおマレー語使用に関し、2012年、タイ教育相は南部国境地域ではタイ語、マレー語および英語を指導言語とすることが望ましいと述べ、2013年、SBPACの支援によりマレー語衛星テレビおよびラジオ放送が運営されるようになった。
- 115 イスラム教徒投票者は議員の所属政党や政策には注目せず、候補者への信頼性に基づいて投票しているとされる（“7 Parties Contesting Election in Deep South,” *Nation*, May 25, 2011: <http://www.nationmultimedia.com/home/7-parties-contesting-election-in-deep-south-30156130.html>）。
- 116 大友有「タイにおける汚職と不正—1997憲法のとりくみ—」作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法：フィリピン、タイ、インドネシアの比較』日本貿易振興機構アジア

- 経済研究所2003年, 138ページ; 玉田芳史「選挙制度の改革」玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革1991-2006年』アジア経済研究所研究双書568号2008年, 43-45ページ。
- 117 1974年憲法以降, 議員立法制定権は下院のみに限定された(今泉慎也「タイの議会制度の特徴と立法の推移」今泉慎也編『タイの立法過程とその変容』日本貿易振興機構アジア経済研究所2010年, 14-15ページ)。
- 118 遠藤聡「2007年タイ王国憲法の制定過程とその成立」『外国の立法』235号2008年3月, 212ページ; 今泉慎也「タイの憲法裁判所—裁判官制度を中心に—」今泉慎也編『アジアの司法化と裁判官の役割』アジア経済研究所調査研究報告書2012年。
- 119 民主党, マトゥブム党 (Matubhum), ブームジャイ・タイ党 (Bhum Jai Thai), プア・タイ党 (Pheu Thai/ タイ貢献党), Thaen Khum Phaendinおよびチャート・タイ・パッタナー党 (Chart Thai Pattana) の7政党である。プア・タイ党は憲法裁判所の解党命令により2007年に解散されたタイ愛国党 (TRT), 同様に解散された「国民の力党」の流れを継承した政党とされる。
- 120 UNDP, *supra* note (1), 161.
- 121 2007年総選挙での投票率については, 全国平均74.52%, バタニー 76.63%, サトゥン 78.09%, ヤラー 78.09%, ナラティワート77.66%であり, 同年も全国平均よりも国境県が高い (UNDP, Thailand Human Development Report 2009, Human Security, Today and Tomorrow, 2010)。
- 122 柴山信二郎「タイ南部国境地域事情--地域史(その12)2011年下院総選挙はプア・タイ党が勝利」『タイ国情報』45(4), 2011年7月, 40-41ページ。
- 123 Chantana Banpasirichote Wungaeo, "The Autonomy Questions: Conflict Transformation in the Three Southern Border Provinces (of Thailand)," in Pasuree Luesakul, ed., *Colombia and Thailand: Geographical Farness, Thematic Nearness*, Bangkok, 2014, 195.
- 124 Zachary Abuza, "The Ongoing Insurgency in Southern Thailand: Trends in Violence, Counterinsurgency Operations, and the Impact of National Politics," Institute for National Strategic Studies, National Defense University, Strategic Perspective 6, 2011, 28; Arabinda Acharya and Wang Zhihao, "Pheu Thai's Victory: Prospects for Peace in the Deep South," S. Rajaratnam School of International Studies (RSIS), Commentaries, Southeast Asia and ASEAN, July 8, 2011: <http://www.rsis.edu.sg/rsis-publication/rsis/1572-pheu-thais-victory-prospec/#.Vfjga3kVgfh>; 柴山前掲注 (122), 37ページ。
- 125 Abuza, *supra* note (124), 30.
- 126 Srisompob Jitpiomsri, "The Protracted Violence amidst the Unstable Political Situation after 2011 Elections," Deep South Watch Center for Conflict Studies and Cultural Diversity, 2011, 15.
- 127 柴山前掲注 (122), 35ページ。
- 128 Abuza, *supra* note (124), 29; Acharya and Zhihao, *supra* note (124): <http://www.rsis.edu.sg/rsis-publication/rsis/1572-pheu-thais-victory-prospec>; 柴山前掲注 (122), 37ページ。
- 129 SBPACによれば2004年-2008年, 個人, 学者, 政府機関および政治家から合計135の対策, 指針, 方策が提案された (Chantana Banpasirichote Wungaeo, "The Autonomy Questions: Conflict Transformation in the Three Southern Border Provinces (of

- Thailand),” in Pasuree Luesakul ed., *Colombia and Thailand: Geographical Farness, Thematic Nearness*, Bangkok, 2014, 181)。
- 130 Jitpiromsri, *supra* note (126), 15.
- 131 Wungaeo, *supra* note (129), 193.
- 132 Satha-Anand, *supra* note (38), 150.
- 133 (2007年憲法第77条) 国は独立、主権、国の安全保障、王制、国益および国王を元首とする民主主義政体を護持しなければならない。
- 134 Institute of the Thai Press Development Foundation 2009, “Nakhon Pattani Model— Is it Really a Solution to the Southern Unrest?” December 17, 2009: <http://www.isranews.org/south-news/English-Article/>.
- 135 Jitpiromsri and McCargo, *supra* note (38), 410.
- 136 Acharya and Zhihao, *supra* note (124); Abuza, *supra* note (124), 28: 柴山前掲注 (122), 37ページ。
- 137 Wungaeo, *supra* note (129), 190.
- 138 (1997年憲法285条) 地方自治体は地方議会および地方自治体執行部もしくは地方首長を持たなければならない。
地方議会議員は選挙により、選出されなければならない。
地方自治体執行部あるいは地方首長は、住民の直接選挙あるいは地方議会の同意によって選出されるものとする。(日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコクセンター編「1997年タイ憲法」)
- 139 柴山前掲注 (122), 34-46ページ; 永井前掲注 (36), 288ページ。
- 140 Abuza, *supra* note (124), 30.
- 141 Daniel Schearf, “Thai Government Shelves Autonomy for Deep South as Violence Continues,” Voice of America, September 27, 2011: <http://www.voanews.com/content/thai-government-shelves-autonomy-for-deep-south-as-violence-continues-130700263/168040.html>.
- 142 Jitpiromsri and McCargo, *supra* note (38), 410-412.
- 143 *Ibid.*
- 144 ICG, “Thailand: The Evolving Conflict in the South,” *Asia Report* No.241, December 11, 2012: <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-east-asia/thailand/241-thailand-the-evolving-conflict-in-the-south.aspx>.
- 145 Satha-Anand, *supra* note (38), 147.
- 146 1994年、「タムボン評議会およびタムボン自治体法」が、行政区、都、県レベルの議会について、選挙により議員を選出することを規定し、1997年憲法では地方自治に関する章(第9章)で地方行政機関の権限として「国の基本政策方針に基づく活動への地方行政機関の参加」(77条(3))、「地域の公共サービスおよび公共施設ならびに情報施設の開発」(78条)、地域の「文化を保全」および「教育整備」(289条)等が明記された。
(1997年憲法, 77条(3)) 地方行政機関の自律および地方の運営について自身で決断することを進めるため、地方分権を実施する。
国の基本政策方針に基づく活動への地方行政機関の参加を促進する。

地方の経済発展および地方における公共事業、建設および通信インフラの構築が全国に広く且つ均等となるようにする。また、当該県の住民の意思を考慮して、大規模な地方行政機関となる用意がある県を発展させる。

- 147 Satha-Anand, *supra* note (38), 145.
- 148 Jitpiromsri and McCargo, *supra* note (38), 410-412.
- 149 特別の地方統治システムとしての分権と統合の混合モデルとされる (Jitpiromsri and McCargo, *supra* note (38), 414)。
- 150 Jitpiromsri and McCargo, *supra* note (38), 415-419.
- 151 1992年、PULO指導者 (Tunku Bilor Kortor Nilor) とタイ軍司令官との間で停戦について討論され、1995年、PULO、首相、現地の高官、軍および警察官、並びに宗教指導者との間で治安問題について意見交換した。2006年、スウェーデン副首相 (Lars Danielsson) はインドネシア・アチェ紛争で行われたような仲介を申し出たが、タイ国防相は拒否した。2007年、国連機関、マレーシアを含む近隣政府の私的団体による仲介、2008年、インドネシア政府の仲介による和平会談 (ボゴール)、2009年—2011年、欧州の国際機構による仲介、2010年、OICによる施策、2012年、SBPACの支援による対話等、多様な経路を通じて紛争解決は模索されていた。和平交渉が進展しなかった理由としては、(1) タイ政府は分離集団を麻薬密輸、強盗、恐喝等の犯罪集団と同一視して紛争解決のための正規の当事者とはみなそうとしなかったこと、(2) 分離運動集団が多数存在し、結束しておらず、意思統一ができていないこと (BRN自身もBRN ウラマー派、BRN会議派およびBRN-Cに3分裂しており、その他にバツタニ・イスラム・ムジャヒディン運動 (Gerakan Mujahideen Islam Pattani/GMIP)、PULO、Bersatu (現在は消滅) 等が存在した)、(3) タイ政府側も政争があり意思統一がなされていないこと、(4) 軍の意向が無視されている等が指摘されている。Paul Chambers, "Thailand's Deep South Smoldering Imbroglia: Causes and Exit Strategies," *Asia Peacebuilding Initiatives*, 15 January 2014; B. Lintner, "Peace Stays Far Away in Southern Thailand," *Asia Times*, March 15, 2006; McCargo, *supra* note (26); Yegar, *supra* note (5), 177-178; Marwaan Macan-Markar, "In Thai Peace Talks, a Challenge to Military Dominance," *Irrawaddy*, April 17, 2014: <http://www.irrawaddy.org/magazine/thai-peace-talks-challenge-military-dominance.html>.
- 152 Lamey, *supra* note (103), 9.
- 153 Institute of the Thai Press Development Foundation, "Nakhon Pattani Model...Is it Really a Solution to the Southern Unrest?" 17 December, 2009: <http://www.isranews.org/south-news/English-Article/>.
- 154 Satha-Anand, *supra* note (38), 150. 仏教徒には、自治は紛争解決というよりもむしろ地域の安全保障への脅威として映っている (ICG, *supra* note (144))。
- 155 "Rebels Ignore Gov't Efforts for Talks," *Bangkok Post*, June 24, 2007.
- 156 Duncan McCargo, "Autonomy for Southern Thailand: Thinking the Unthinkable?" 83(2) *Pacific Affairs*, 2010, 264.
- 157 McCargo, *supra* note (156), 263.
- 158 Lamey, *supra* note (103), 10.
- 159 Funston, *supra* note (24), 42-43.

- 160 “Thai Rebels Press for Independence, Set to Scupper Peace Talks,” Reuters, April 29, 2013.
- 161 Lamey, *supra* note (103), 9.
- 162 BRNは予備交渉の段階では自治権獲のような政治的解決には全く興味を示さず、分離独立に固執していたとされる (Patthara Limsira, “Thailand: Dialogue Process for Peace in the Border Provinces of Southern Thailand,” 6 *Journal of East Asia and International Law*, 2013, 608)。
- 163 同パラグラフはBRNが分離独立要求放棄のために提示した5条件のうちの第4条件である (Wungaeo, *supra* note (129), 192-193)。
- 164 BRNはシャムによるバタニー王国の併合に関し、植民地としての領土取得とみなすと発言している (“3 Slain in South, new BRN video released” *Bangkok Post*, May 26, 2013 : <http://www.bangkokpost.com/news/local/351894/>).
- 165 Wungaeo, *supra* note (129), 192.
- 166 Wungaeo, *supra* note (129), 192.
- 167 McCargo, *supra* note (26).
- 168 Yegar, *supra* note (5), 176; Wungaeo, *supra* note (129), 193.
- 169 Jayshree Bajoria and Carin Zissis, “The Muslim Insurgency in Southern Thailand,” Council on Foreign Relations, September 10, 2008, 11; <http://www.cfr.org/thailand/muslim-insurgency-southern-thailand/p12531>.
- 170 Waesahmae, *supra* note (7), 48.
- 171 Melvin, *supra* note (19), 51-52.
- 172 Melvin, *supra* note (19), 38.
- 173 “EU Envoys Visited Thailand’s Restive DeepSouth,” *Patani Post*, February 26, 2014: <http://patanipost.net/2014/02/27/eu-envoys-visited-thailands-restive-deep-south/>.
- 174 Human Rights Watch, “Thailand not Enough Graves: The War on Drugs, HIV/AIDS, and Violations of Human Rights,” 16(8) *Human Rights Watch*, 3-4.

提出年月日：2015年10月2日